



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月9日火曜日 第2217号

◇ 目次 ◇

土地改良事業の工事の完了.....	865
保安林の指定の解除（2件）.....	865
都市計画事業の施行.....	865
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	865
指定道路の指定.....	866

公 告

ふく取扱者試験の施行.....	866
-----------------	-----

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....	866
-----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1252号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備、農業用道路整備及び農地保全事業	沖浦地区	平成22年2月26日

○愛媛県告示第1253号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
今治市古谷乙56の2、乙56の6、乙57の6、乙67の4、乙143の63、乙143の64、乙143の65、乙143の66
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1254号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
八幡浜市五反田2番耕地424の2、2番耕地514の2、2番耕地

522の3、2番耕地529の4、2番耕地530の2、2番耕地530の3、2番耕地531の3、2番耕地532の3、2番耕地587の2、2番耕地587の3、2番耕地1065の2、2番耕地1067の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

○愛媛県告示第1255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成22年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 都市計画事業の種類及び名称
南予レクリエーション都市計画道路事業
3・4・32大浦1号線
- 施行者の名称
愛媛県
- 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 事業地の所在
 - 収用の部分
愛媛県宇和島市大浦地内（地先公有水面を含む）
 - 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1256号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・畑の成地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年11月9日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 県単独補助土地改良事業（農道）・畑の成地区計画書の写し
 - 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成22年11月10日から12月8日まで
- 縦覧場所
内子町役場本庁

○愛媛県告示第1257号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年11月9日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成22年10月27日
- 3 指定道路の位置
南宇和郡愛南町御荘平城4117番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 33.95メートル
(2) 幅員 4.00メートル

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成22年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成22年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成23年2月15日（火）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成23年3月18日（金）午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成23年1月4日（火）から14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
(2) 食品衛生学
(3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第23回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成22年11月9日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 小早川 隆敏

1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成23年2月7日（月）
(2) 美容師実技試験 平成23年2月1日（火）から
(3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成23年3月6日（日）

2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験
松山市一番町一丁目1番1号
専門学校 国際トータルビューティカレッジ
- (2) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
- (3) 筆記試験
松山市文京町3番
愛媛大学 教育学部講義棟

4 受験願書の配布場所

- (1) 理容師美容師養成学校
(2) 財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所
松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階

5 受験願書の提出先

郵送受付のみ：申請書類一式を書留郵便で送付すること

[送付先] 〒135 - 8507

東京都江東区有明三丁目7番地26

有明フロンティアビルB棟9F

財団法人理容師美容師試験研修センター

6 受験願書の受付期間

平成22年11月5日(金)から平成22年11月26日(金)まで
(11月26日の消印有効)

7 詳細についての問い合わせ先

〒790 - 0811 松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所

電話 089 - 924 - 0804

F A X 089 - 989 - 1333